

笛吹市職員の懲戒処分について

令和5年8月10日付で笛吹市職員の懲戒処分を行いましたので、笛吹市職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、次のとおり公表します。

1 事案

部長から課長へのパワーハラスメントの件

2 事案の概要

被処分者は、責務を全うしたいとの気持ちが背景にあったと認められるものの、部下の課長に対し、深夜にも拘わらず長時間にわたり、強い叱責等のパワーハラスメントを行った。また、それ以前にも強い叱責を度々行った。その結果、課長は精神疾患を患い、長期休暇の取得となり、課内の業務に支障を生じさせることになった。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号の「法令に違反」に規定する非違行為に該当する。

3 処分内容

(1) 被処分者

部長

50歳代

(2) 処分

減給10分の1 3か月

(3) 処分事由

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分

4 処分年月日

令和5年8月10日

5 市長コメント

部長が部下の課長に対し、パワーハラスメントを行った件について、本日付で懲戒処分を行いました。

パワーハラスメントという許されない行為が行われていたことは誠に遺憾であり、大変重く受け止めております。

今後は、再発防止に努めるとともに、職場環境の改善に組織を挙げて取り組み、市民の皆様への信頼回復に努めてまいります。